

# 「給与応援 Super/Lite」平成24年度 年末調整対応版 概要(Ver.H24.1)

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
よろしくご査収のほどお願いいたします。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

#### 発売予定日

2012年11月下旬リリース予定

#### バージョンアップ対象

Ver.H23.10以降

電子申告更新プログラムは、  
2012年11月22日と  
2013年1月上旬 公開予定

## 主な税制改正の内容について

### ●生命保険料控除の改組

- 生命保険料が改組され、以下(1)～(3)の各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。平成24年分以降の所得税について適用されます。

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除(新契約)
- 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除(旧契約)
- 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

参考資料)「所得金額から差し引かれる金額(所得控除)(国税庁ホームページ)

→ <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1140.htm>

### ●給与所得控除の改正

- 平成25年分以降の所得税から、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表(所法別表第二)及び日額表(所法別表第三))、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(所法別表第四)及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(所法別表第五)などについて所要の改正が行われました。この改正は平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

### ●退職所得課税の改正

- 平成25年分以降の所得税から、その年中の退職手当等のうち、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、退職手当等収入金額から退職所得控除額を控除した残額(改正前:残額の2分の1)とされました。これに伴い、退職所得の源泉徴収票の記載事項等が改正されます。

### ●退職所得に係る個人住民税改正について

- 平成23年度税制改正法(地方税)により
  - 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されます。
  - 特定役員退職手当に係る退職所得の計算について、退職所得控除後、2分の1とする措置が廃止されます。
 この改正は、平成25年分以後に支払われるべき退職所得等について適用されます。

### ●復興特別所得税の創設

- 平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

参考資料)「復興特別所得税の源泉徴収のあらまし(国税庁ホームページ)

→ <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/pdf/01.pdf>

## システムの対応・変更点

### ●税制改正に伴うシステムの変更内容

#### ■給与明細／賞与明細の所得税計算

- ・平成25年1月1日以後の給与計算で所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収するよう対応します。  
また、選択した会社の処理年度（24年度／25年度以降）により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。
- ・賞与明細／個別入力、賞与明細／一覧入力画面の税率を小数点以下3位まで表示されるよう対応します。

※ 現行バージョンでは平成25年用の源泉徴収税の計算に対応をしていないため、平成25年度の給与計算を行わず Ver.H24.1にバージョンアップしてから給与計算を行ってください。

#### ■各種申告書・帳票の変更への対応

- ・(Super・Lite共通) 保険料控除等申告書／給与支払報告書／源泉徴収票
- ・(Superのみ) 給与所得の源泉徴収票（退職者用）

#### ■社会保険改正対応

- ・保険料率について、25年度のサンプル会社と標準データの初期設定を改定後の料率（健康保険料率は東京都の料率）に変更します。
- ・以下の様式変更を行います（Superのみ）  
（健・厚）被保険者資格喪失届（201）／（健）被扶養者異動届（202）／（健・厚）事業所関係変更届（104）／（健・厚）被保険者住所変更届（218）

#### ■年末調整／一覧入力における保険料等申告書の入力変更

- ・生命保険料控除欄や保険料等欄の入力が変更になります。

※平成23年度版で年末調整／一覧入力の「保険料控除等申告書の設定」画面の内容を事前入力した場合、生命保険料控除に設定された内容はすべてバージョンアップにより旧契約の保険料として判定され、バージョンアップ後に新・旧区分の見直しをする必要があります。介護医療保険は事前入力することはできません。

### ●その他の主なシステムの変更点

#### 【セットアップ】

- ・ネットワーク上でのプロダクトIDの重複チェックが追加されます。（給与応援Liteは対応済み）

#### 【辞書更新】

- ・郵便番号辞書、銀行コード辞書、市町村辞書を更新します。

#### 【汎用データ受け入れ】

- ・実績データに「月額変更データ」「算定基礎データ」の受入を追加します。

#### 【従業員情報】

- ・厚生年金保険料率変更時、従業員情報で厚生年金保険区分「あり」かつ厚生年金の報酬月額が0円で設定されている従業員の保険料については0円で計算するよう対応します。
- ・起動時に40歳または65歳に到達した従業員（「介護保険区分：年齢判定計算」に限る）は介護保険メッセージが表示されるよう対応します。

#### 【法定調書合計表】

- ・「税理士番号」欄について、0から始まる税理士番号の入力を可能とします。

## 電子申告への対応について

電子申告を行う場合は、電子申告応援をお持ちで、給与応援Superと電子申告応援がそれぞれ最新版であることが必須となります。給与システム Ver.H24.10用の電子申告更新用プログラムについては2回にわたってダウンロードのご提供を行う予定です。

#### ■2012年11月公開分（2012年11月22日 公開予定）

Ver.H24.10で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで平成24年分の法定調書の電子申告はできません。

#### ■2013年1月公開分（2013年1月上旬 公開予定）

Ver.H24.10で平成24年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください